

## 第5章 政府全体の枠組み

これまで述べてきたように、国土交通省では、総合的なマネジメント改革を実現するための重要なツールとして政策評価を位置付け、積極的にその導入を図ってきた。一方、政府全体においても、中央省庁等改革の一環として、政策評価の制度化が進められてきたところである。ここでは、政府全体における政策評価制度導入の経緯とその概要について簡単に解説する。

### 1 政策評価に関する標準的ガイドライン

平成 11 年 5 月から、旧総務庁が中心となって、「政策評価に関する標準的ガイドライン」の検討が始められた。全省庁の担当官からなる会議が定期的に行われ、意見交換をしつつ検討が進められた。ガイドラインは中央省庁等統合後の平成 13 年 1 月に決定した。政策評価の考え方、枠組み等を公式の文書ではじめて世に示したものととして意義のあるものと考えられる。

ガイドラインでは次のような点が特筆されるべきであるといえる。これらはいずれも、「評価のための評価」に陥ってはならないこと、単なる事後的チェックだけではなく、評価と事前の目標設定とを結びつけ、日常的な意識改革を通じて仕事の進め方を改革することが重要であること、という各省庁の意見を反映したものである。

- ・政策評価は、「政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供すること」であり、「政策の大きなマネジメントサイクルの中にあって制度化されたシステムとして組み込まれ実施されるもの」と明記した。
- ・各府省が所掌する政策について自ら評価することの意義（評価結果を政策の見直しに反映しやすい、機関がもつ詳細な情報の開示につながる、政策形成能力が高まる）を明確にした。
- ・主として事務事業レベルを対象とする「事業評価」において、政策判断への情報提供という趣旨から、事前評価の意義を重視した。

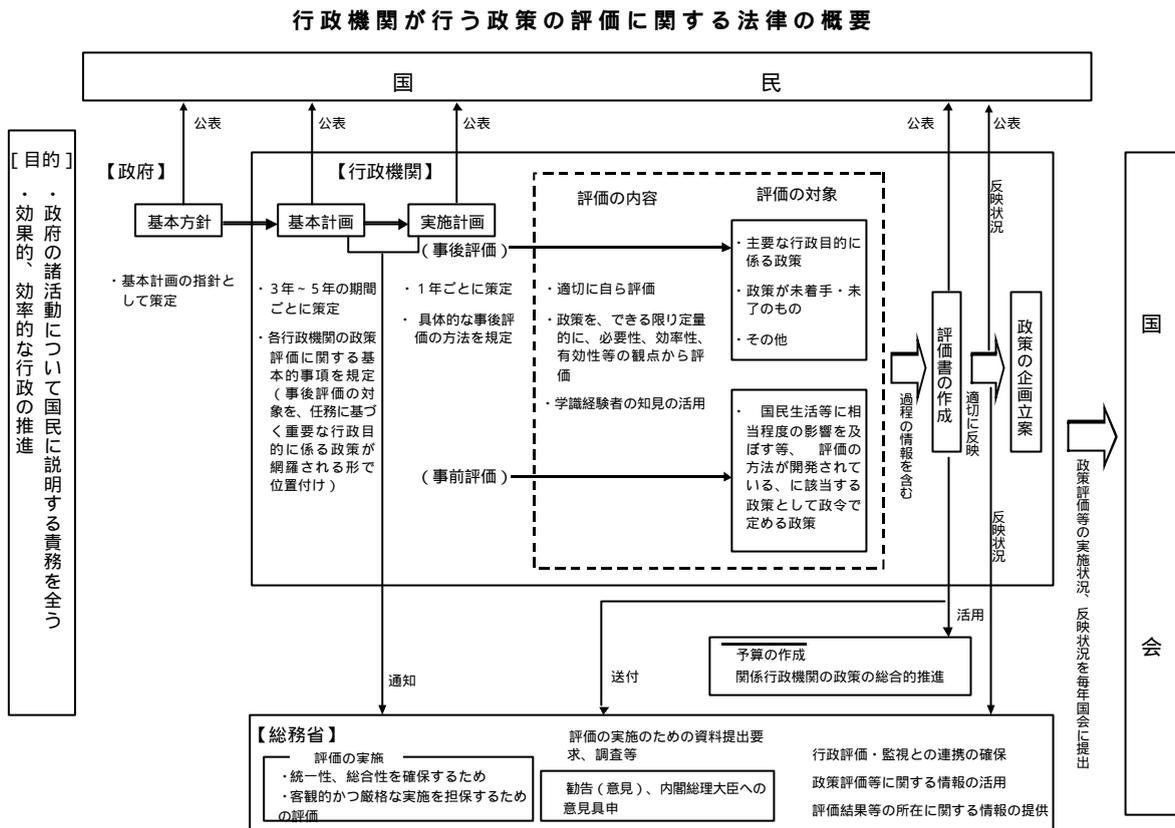
各府省とも、このガイドラインの内容を参考に、政策評価実施要領を策定した。国土交通省も、いち早く平成 13 年 1 月に策定したことは前述の通りである。なお、ガイドラインは、政策評価の標準的な方式として、「事業評価」「実績評価」「総合評価」をあげている。事業評価は上記の通り事前評価を重視しているため、これらの方式は、概ね、国土交通省の「政策アセスメント」「政策チェックアップ」「政策レビュー」に対応するものである。

### 2 行政評価法

一方、ガイドラインと各府省の実施要領によるものではなく、法律に基づく政策評価の実施を確保することが重要であるとされたことから、平成 13 年 6 月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（行政評価法）が成立し、平成 14 年 4 月から施行されている（概要は図 5 - 1）。

この法律は、政策評価の主として手続面を規定するものであるが、評価について、ガイドラインのような方式による分類をせず、政策の意思決定の前後による「事前評価」「事後評価」という概念整理を基本としている。評価の基礎となる政策効果の把握は、事前評価の場合は予測に基づくことになるため必ずしも容易ではないと考えられたことから、法律で実施を義務付けるのは一部の政策に限り、それ以外の政策に関しては実施を努力義務とした。一方、事後評価については、各府省の基本計画、実施計画に基づく実施を義務と明記した。

( 図 5 - 1 ) 行政評価法の概要



事前評価の義務付け対象は政省令で特定されている。具体的には事業費 10 億円以上の個別公共事業及び研究開発課題である（今後、政府開発援助を追加予定）。これは、主として評価手法がすでにある程度開発され、評価の先行的な取組みの実績があるからだと説明されている。国土交通省としては、新規の政策に関して事前評価を実施することは当然に必要なことであり、義務付け対象を限定することなく幅広い政策分野を対象として評価を実施して、手法を開発していくことが重要であると認識している。国土交通省の場合、公共事業の新規事業採択時評価は、事業費 10 億円以上という法の義務の範囲を超えて、原則としてすべての事業を対象に実施していることは前述のとおりである。

なお、事後評価のうち、いわゆる再評価についても、意思決定後 5 年経過未着手、10 年経過継続中のものは再評価が義務付けられることになったが、国土交通省の公共事業再評価は、再評価実施後 5 年経過した事業等、義務付け以外の事業も対象にして実施している。